

伊達市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要)

1 行動計画の策定について

平成21年の新型インフルエンザの流行を受け、国や北海道で新型インフルエンザ対策行動計画が策定され、市においても平成23年8月に「伊達市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したところですが、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されたため、市の行動計画も特措法や国・北海道の行動計画に即して内容を見直し改正して策定するものです。

2 対策の目的

新型インフルエンザは、感染力や毒性など性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

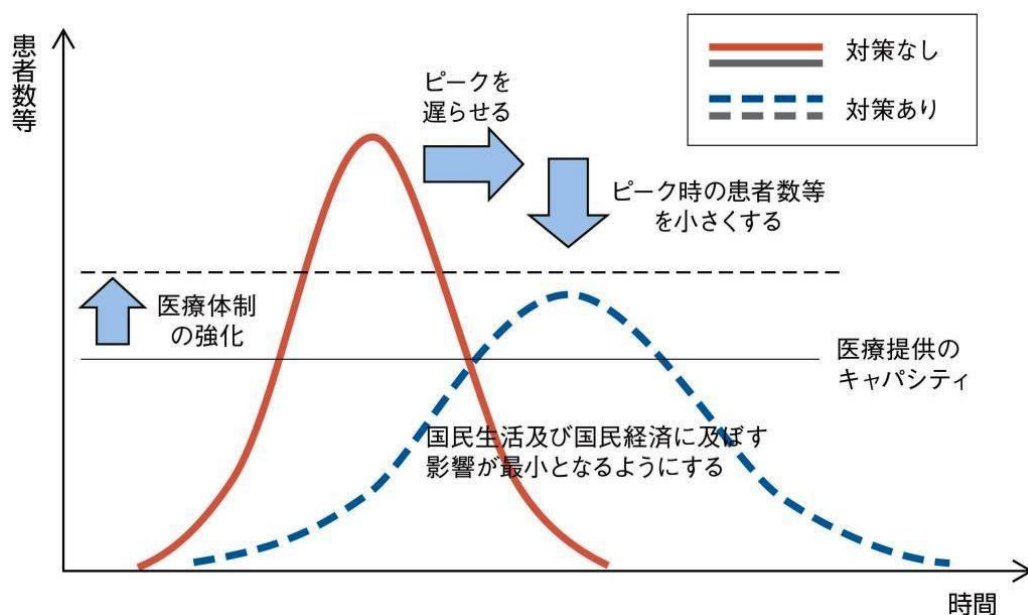
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザが万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらの新型インフルエンザ等への対策は、国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付けられるため、市も国や北海道と緊密に連携し、国や北海道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ・ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

(参考) 対策の効果 概念図 (政府行動計画より)



3 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。

市における感染拡大を可能な限り阻止し、市民の健康被害を最小限に抑え、安心安全を確保し、社会機能を維持するため、次の3点に基づき対策を進めます。

(1) 発生段階に応じた感染対策

発生前から感染症予防の啓発や接種体制の準備などを行い、発生後は感染の状況に応じ適切な対策を行えるよう臨機応変に対処します。

(2) 市や地域全体で取り組む感染対策

感染がまん延したときの感染防止のため、不要不急の外出自粛や施設の利用制限など、接触機会の抑制による医療対応以外の対策と、予防接種などの医療対策を組み合わせ、総合的に行うことが必要です。

また、職場などにおける感染防止に取り組み、事業者従業員などが罹患し病欠休暇が増加した場合でも、重要な業務が継続できる体制づくりなどを検討し、対策を実施することが重要です。

(3) 市民・事業所それぞれで取り組む感染対策

国や北海道、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するにも限界があります。そのため、事業者や国民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（サーズ）のような新感染症が発生した場合、日頃からの手洗いなど、基本的な公衆衛生対策がより重要となります。

4 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、次の点に留意して行います。

(1) 基本的人権の尊重

感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛などを要請するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、緊急事態に備え様々な措置を想定していますが、実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性の程度や、医療などの対策の有効性により、必ずしも不要不急の外出自粛などの措置を取る必要が無いこともあるため、慎重に必要最小限の範囲で対策を実施します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国や北海道、近隣市町その他関係機関と連携して対策を実施します。

(4) 記録の作成・保存

感染第2波への備えや今後の計画・対応見直しなどのため、記録を作成・保存し公表します。

5 対策の基本項目

新型インフルエンザに対する対策は、感染の段階に応じて異なることから、各発生段階ごとに5つの分野に分け対策を進めます。

(1) 国及び地域における発生段階について

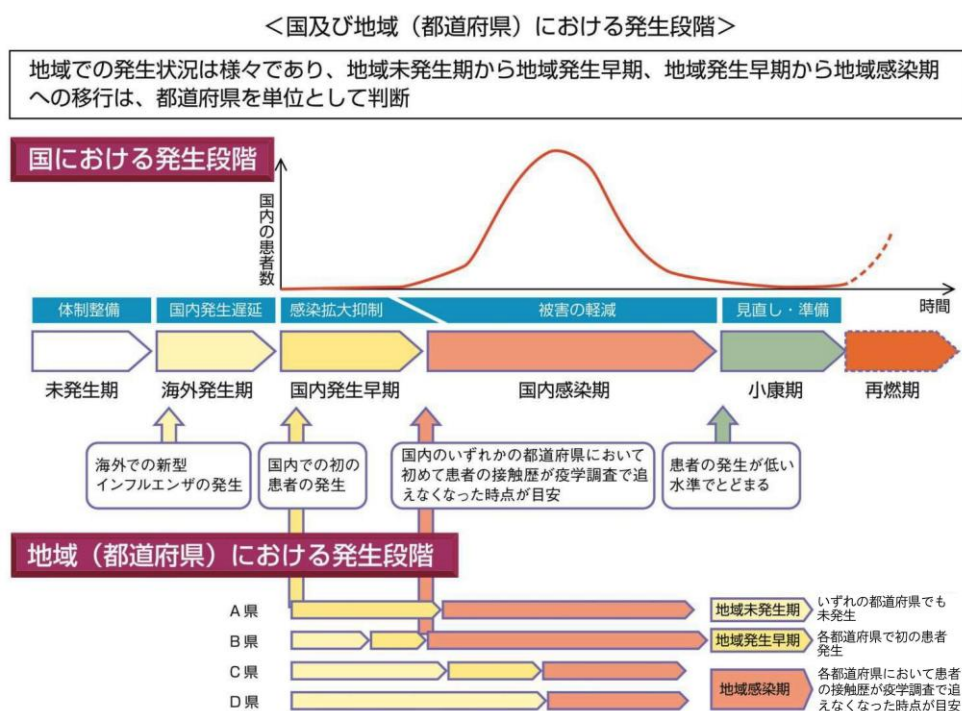
政府行動計画において、発生段階は次の表のとおりあらかじめ分類されています。

北海道の面積や地理条件などから、地域での発生状況は様々であり、発生状況に応じ柔軟な対応が必要になると考えられるため、北海道は地域における発生段階を定め、その移行について必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

市は、国や北海道などと連携し、各発生段階において適宜対応することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないことと、更には、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

政府の対策本部から特措法による緊急事態宣言が市を含む範囲においてされたときは、市は、特措法に基づき直ちに市対策本部を設置し、対策について国や北海道と十分に協議しながら市行動計画により対応します。



(2) 各発生段階で行う対策の分野について

対策の基本的な考え方に基づき、各発生段階に応じ次の5項目について対策を講じます。

ア 実施体制

国や北海道、近隣市町、その他関係機関と連携した取り組みを行います。

イ 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策を適時適切に行うため、発生時だけでなく、発生前から予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及び、まん延の防止に関する情報や、様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

ウ まん延防止

市は、個人や職場等における対策の普及を行い、国や北海道の要請に応じ、国や北海道が行うまん延防止について、適宜協力します。

エ 予防接種

住民接種について、発生前にその体制を整え、発生時は全国的なワクチンの供給量や、その病原性により、まん延防止の対策を進めながら、医学的ハイリスク者や妊婦の方などについて、政府対策本部が決定した接種順位により、接種を実施します。

オ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき、一般市民の生活支援、並びに要援護者への生活支援、地域経済の安定、更には埋火葬について、事前に十分な準備を行います。

6 用語説明

・ 新感染症

既に知られている感染症と異なり、危険度が高いと考えられる新たな感染症が確認された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、指定される感染症のこと。

・ 指定（地方）公共機関

特措法第2条で定義される指定公共機関と指定地方公共機関のこと。

- ① 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- ② 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

・ SARS

重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome：サーズ）のこと。

平成15年に中国を中心としたアジアで感染が拡大し、当初原因不明の急性肺炎と言われた。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で二類感染症に指定されている。

・ 緊急事態宣言

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき政府対策本部長が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。宣言により、新型インフルエンザ等対策に必要な措置を講ずるとされている。市を含む地域について緊急事態宣言がされたときは、市は特措法に基づき、直ちに市対策本部を設置し、対策について国や北海道と十分に協議しながら市行動計画により対応します。